

第 1 号

6月8日 (月)

平成27年第2回氷川町議会定例会会議録（第1号）

平成27年6月8日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
 - 報告第 1号 平成26年度氷川町繰越明許費繰越計算書について
 - 報告第 2号 有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について
- 日程第 5 承認第 1号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 6 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 7 承認第 3号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 8 承認第 4号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 9 議案第32号 氷川町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置条例の制定について
- 日程第10 議案第33号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第34号 平成27年度氷川町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第35号 平成27年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第36号 氷川町道路線廃止について
- 日程第14 議案第37号 氷川町道路線認定について
- 日程第15 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 河 口 涼 一

2番 清 田 一 敏

3番 長 尾 憲二郎

4番 上 田 俊 孝

5番 江 寄 悟
7番 松 田 達 之
9番 米 村 洋
11番 上 田 健 一

6番 三 浦 賢 治
8番 片 山 裕 治
10番 笠 原 良 一
12番 永 田 義 昭

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 野 田 俊 明 書 記 河 野 香 織

6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	藤 本 一 臣	副 町 長	平 逸 郎
教 育 長	太 田 篤 洋	総 務 課 長	陳 野 信 次
企画財政課長	森 田 寿 也	税 務 課 長	岩 本 博 美
町民環境課長	中 島 正	健康福祉課長	山 下 剛
農業振興課長	尾 村 幸 俊	農地整備課長	前 田 昭 雄
建設下水道課長	前 崎 誠	総務振興課長	木 本 栄 一
商工観光課長	西 田 美 子	会 計 管 理 者	濤 岡 美 智 代
学校教育課長	稲 田 和 也	生涯学習課長	沖 村 眞 一
農業委員会事務局長	草 野 信 一	代表監査委員	本 田 孝 志

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成27年第2回氷川町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（永田義昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、4番、上田俊孝議員、5番、江寄議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（永田義昭君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月12日までの5日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月12日までの5日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（永田義昭君） 日程第3、諸般の報告を行います。

今回受理した請願・陳情等は、お手元に配りました請願・陳情等一覧表のとおりです。

また、2番「ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書の採択を求める陳情書」は、総務文教常任委員会に付託しましたので報告します。ほか1件は資料配付します。

次に、「氷川町子ども・子育て支援事業計画及び新次世代育成支援対策行動計画」が提出されていますので報告します。

次に、例月出納現金検査、備品監査が実施され、その報告書が提出されていますので報告します。なお、報告書は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

次に、平成27年3月31日付けで、笠原議員から体調不良による総務文教常任委員長の辞任の申し出があり、平成27年4月14日の総務文教常任委員会にて許

可されました。これにより、後任の総務文教常任委員長に清田議員が選任されました。同じく副委員長に上田俊孝議員が選任されました。

併せまして、同日付けにて議会運営委員としての辞任の申し出があり、閉会中であることから、氷川町議会委員会条例第13条第2項の規定により、議長が議会運営委員の辞任の許可をしました。また後任の議会運営委員には、閉会中であることから、氷川町議会委員会条例第8条第2項の規定により、議長が上田俊孝議員を指名したので報告します。

次に、平成27年5月22日に、熊本県町村議会議長会議長研修会及び理事会が熊本市で開催され、議長が出席しましたので報告します。

次に、平成27年5月26日から27日までの2日間、第40回町村議会議長・副議長研修会が東京で開催され、正副議長が出席しましたので報告します。

次に、平成27年6月2日に熊本県町村議会議長会臨時総会が熊本市で開催され、議長が出席しましたので報告します。

これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（永田義昭君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

報告第1号、平成26年度氷川町繰越明許費繰越計算書について報告を願います。企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） それでは、報告第1号、平成26年度氷川町繰越明許費繰越計算書についてご報告申し上げます。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成26年度繰越明許費繰越計算書について、別紙のとおりご報告いたします。

開けていただきまして、繰越計算書をご覧ください。事業といたしましては17件ございます。

第10款、総務費、5項、総務管理費の地区活性化総合交付金(自主防災組織運営交付金)事業の287万5,000円、氷川町人口ビジョン策定業務事業の600万円、住民主役のまちづくり補助金事業の650万円のこれらの事業につきましては、国の補正予算によるもので、地方創生事業に係る先行型の分で事業執行期間がないため、繰り越すものでございます。

第20款、衛生費、5項、保健衛生費の働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業の122万2,000円につきましては、国の補正に伴うもので、執行期間がないため繰り越すものでございます。

第25款、農林水産業費、5項、農業費の農業収入安定化事業の1,600万円及び農業元気づくり支援事業の333万4,000円につきましては、地方創生事業に係る先行型の国の補正によるもので、事業執行期間がないため繰り越すものでございます。経営体育成支援事業の727万2,000円につきましては、国が事業の繰り越しを行ったため繰り越すものでございます。

第30款、5項、商工費のプレミアム付き商品券販売補助金事業の2,950万円につきましては、国の補正に伴う地方創生事業の地域消費喚起生活支援型と氷川まつり補助金事業の750万円につきましては、地方創生事業の先行型による事業で、国の補正によるもので、事業執行期間がないため繰り越すものでございます。

第35款、土木費、10項の道路橋りょう費の町道吉本本山線改良事業の2億2,006万8,000円につきましては、スマートインターチェンジのアクセス道路整備でございますが、関係機関との調整の遅れにより、25年度内完了が見込めず繰り越すものでございます。同じく橋梁改築事業の600万円につきましては、事業に調査設計等を進める中、工法選定の期間を要したため、事業執行期間がないため繰り越すものでございます。15項、河川費の準用河川「御講田川」河川改修事業の1,413万5,000円につきましては、用地測量を地籍調査立会い後に実施する必要があるため、作業期間を要し事業執行期間がないため繰り越すものでございます。

高塚地区水路改修事業の511万2,000円につきましては、隣接する地権者との協議に期間を要したため、事業執行期間がないため繰り越すものでございます。

40款、5項の消防費の八代広域行政事務組合消防本部負担金（消防救急無線デジタル化等）事業の6,413万円につきましては、平成26年度及び27年度の継続事業でございます。繰り越しするものでございます。

45款、教育費、5項、教育総務費のICT支援業務委託事業の204万8,000円、10項、小学校費の小学校ICT機器整備事業の699万円及び15項、中学校費の中学校ICT機器整備事業の228万1,000円につきましては、地方創生事業の先行型事業で、平成26年度国の補正によるもので、事業執行期間がないため繰り越すものでございます。

以上の17件でございます。繰越額の合計が4億96万7,000円であります。財源内訳といたしましては、国県支出金1億2,556万9,000円、地方債が2億2,820万円、一般財源4,719万8,000円となっております。

以上で、報告第1号、平成26年度氷川町繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

[「休憩お願いします」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時11分

再開 午前10時12分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） スマートインターチェンジのアクセス道路の整備で、25年度内の完了が見込めずと言いましたが、修正させていただきまして、26年度内の完了が見込めず、繰り越すものでございますと訂正させていただきたいと思っております。すみませんでした。

○議長（永田義昭君） 報告第2号、有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について報告を願います。農業振興課長。

○農業振興課長（尾村幸俊君） 地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成26年度有限会社氷川町まちづくり振興会の経営状況についてご報告いたします。

氷川町竜北物産館を取り巻く環境は、近隣の直売所等の競合店の影響により依然厳しい状況が続いています。「氷川のしずく」におきましても、業績は以前厳しい状況ですが、青果物の販売等で昨年より若干売上が伸びたところでございます。会社全体につきまして売上高は減少いたしました。売上原価の減少により最終的には昨年より3割ほど少ないですが、黒字を確保できました。

まず1ページ目の営業実績表をご覧ください。直売所、レストラン、おやつ工房ですが、直売所の販売額前年比は99.9%とわずかに減少しましたが、レストランとおやつ工房は、前年比で5～6%の伸びとなりました。右から三つめの欄の下から3段目になりますが、平成26年度の物産館の販売額合計は、5億6,071万3,000円で前年対比100.4%と前年より若干の増となりました。

次に2ページの実績をご覧ください。右から三つめの欄の上から4段目になりますが、平成26年度の「氷川のしずく」の販売額合計は、2,596万1,000円となっております。また右から三つめの欄の下から3段目になりますが、平成26年度の加工センターの販売額合計は2,177万7,000円で、前年対比の記載がございませんが、85.4%となっております。

次に3ページのレジ通過数、いわゆるお買い物のお客様は、右から三つめの欄の下から3段目になりますが、物産館合計は約44万3,000人で、前年対比100.3%となっております。

次に会社経営の決算といたしましては、8ページの損益計算書をお開きください。右側の一番上の数字が売上高合計になりますが、2億4,501万8,403円に対

して、在庫や経費を引いたものが上から5段目の営業利益金額329万9,849円になります。この額に営業内外の収益や費用を加えたものが、下から4段目の営業利益金額371万2,575円になります。この額に法人税等を引いて当期純利益金額は260万6,658円となっております。

次に7ページの貸借対照表の右下の純資産の部をご覧ください。前期までの繰越利益から当期純利益260万6,658円を加えまして、下から7段目の数字になりますが利益剰余金は2,867万2,606円となっております。よって現金としては資本金と合わせ、下から2段目の5,017万2,606円を保有しております。

最後にページを戻りますが、5ページをご覧ください。これは決算を簡単にまとめたもので、売上と販売管理費を項目別に計上しております。また消費税を抜いた数字でございます。昨年の4月から消費税が5%から8%へ3%上がりましたが、当物産館では内税であり、価格を据え置かれました。税込みでの比較をいたしますと、売上高合計は備考の括弧書きの99.3%と、前年に比べ若干の減少となったところです。売上原価の減少とほぼ横ばいの経費を差し引きますと、この表の下から6行目、営業利益は昨年より100万円ほど少ない330万円となりました。前年と比較して率の大きな主なものは、売上外販で224万円の減少、これは販売会の回数の減少によるものです。売上加工センターで283万円の減少は、主な販売先であります「氷川のしずく」での加工品の販売減少によるもの、それとほかの店舗等への販売をしております売上を、今期は手数料を販管費の支払い料から引いていましたが、売上から引きましたのでこのことも減額の要因となりました。「氷川のしずく」では163万円の売上増となりましたが、これは成果物の売上が多くなったためでございます。売上の加工品と成果物の構成比の変化によるものでございます。売上全体では、911万円減の2億5,500万円ほどでした。また販管費関係では修繕費113万円の増、先ほど申し上げました加工センター関連の支払手数料237万円減などで、合計73万円ほど増の1億4,600万円ほどでした。売上原価の縮小もあり、当期の最終利益として260万円ほどの黒字となっております。

これから申し上げます内容は、ただいまの実績の基となる平成26年度の事業計画でございます。

まず直売所につきましては、品質と品揃えの強化、固定客確保、接客力の向上、地産地消の確立等でございます。続きましてレストラン部門でございます。売上減少傾向対策と経営改善、おやつ工房におきましては、売上と客数増加の対策、加工センターでは売上増加と利益確保対策。最後に「氷川のしずく」では、売上増強策、近隣居住者への青果物販売のアプローチ。

以上で、平成26年度の有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告に代えさせていただきます。

○議長（永田義昭君） これで行政報告を終わります。

-----○-----

- 日程第 5 承認第 1号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 6 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 7 承認第 3号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 8 承認第 4号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 9 議案第32号 氷川町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置条例の制定について
- 日程第10 議案第33号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第34号 平成27年度氷川町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第35号 平成27年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第36号 氷川町道路線廃止について
- 日程第14 議案第37号 氷川町道路線認定について
- 日程第15 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（永田義昭君） 日程第5、承認第1号、専決処分の報告及び承認についてから、日程第15、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてまでを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（藤本一臣君） 皆様、おはようございます。

若鮎踊るさわやかな初夏の季節を迎えておりますけれども、議員各位には日々ご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げます。

本町を含む九州北部地方は、平年より3日早く6月2日に梅雨入りをいたしました。梅雨入り早々大雨となりました。町内でも4カ所の土砂崩落が発生をいたしました。ただ、大きな災害には至ってはおりませず、少し安堵をしたところであり。今後も、大きな災害が起きないことを日々祈っているところでもあります。また氷川ダムの水位につきましても、平常時水位を保っているところでもあります。ただ、今後、い草の成長期及び田植えの時期を迎えまして、農業用水の需要の増加並びに夏場の渇水期を考慮いたしますと、農業用水及び生活用水の確保に向けて、日々節水に心がけることが必要かなと思っております。

さて本日は、平成27年第2回氷川町議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には、大変お忙しい中にお繰り合わせご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また日頃より町政運営に当たりまして、格段のご協力をいただいております。心より感謝とお礼を申し上げます。

平成27年度がスタートいたしまして、2カ月が経過をいたしました。4月の20日から5月28日まで町内13カ所におきまして、町政懇談会を開催いたしました。延べ376名の町民の皆様方のご参加を得て、膝を突き合わせての意見交換をしたところでございます。特に今回は住民健診事業、プレミアム付き商品券の発行についてご説明をさせていただき、ご意見を賜りました。併せまして、その他町政全般につきましてもご意見やご提言をいただき、大変有意義な懇談会だったと感じております。

5月の17日から22日にかけて、い草関連の交渉と産地視察のため中国の浙江省寧波市、四川省成都市を訪問いたしました。現地のい草業経済連の連合会との意見交換、また圃場の視察を行ったところでございます。平成27年産の中国全体の作付面積につきましては、約4,400ヘクタールと想定をされております。八代全体が652ヘクタールでございますので、約7倍の作付けがなされているということでございます。そのことから、国内の市場への影響というものを少し懸念をいたしております。ただ、圃場近郊の都市化が進んでおりまして、また生産加工工場の環境問題といえますか、かなり厳しいハードルになったということですのでそういったことを考慮しますと、今後は作付けが減少していくのではないかと感じてきたところであります。将来的な見通しとしましては、国内産のい草、必ずしも暗い物ではないということを感じてきたところであります。

5月の24日に、町内の三つの小学校の運動会が開催されました。子どもたちが一生懸命に取り組んでおりました。またその輝く目、とてもすばらしいものがございまして、大変感動を覚えたところであります。この子どもたちの健やかな成長に向けて、これからもしっかりと頑張っていかなければならないということ、改めて決意をしたところでございます。

さて、本定例会に提案をいたしておりますのは、報告2件、承認4件、条例その他4件、平成27年度氷川町一般会計及び特別会計補正予算2件、諮問1件でございます。

報告第1号は、平成26年度氷川町繰越明許費繰越計算書について、報告第2号は、有限会社氷川町まちづくり振興会の経営状況の報告につきまして、ただいまそれぞれの課長よりご報告を申し上げたとおりでございます。

承認第1号は、平成26年度氷川町一般会計補正予算（第7号）について、承認第2号は、氷川町税条例の一部を改正する条例について、承認第3号は、氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、承認第4号は、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をいたしましたので、報告及び承認を求めるものでございます。

議案第32号は、氷川町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置条例を制定するものでございます。

議案第33号は、氷川町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置に伴い、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第34号は、平成27年度氷川町一般会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ9,260万2,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ63億1,779万6,000円とするものでございます。歳入の予算といたしましては、国庫支出金129万円、県支出金166万9,000円、繰入金7,389万5,000円、繰越金1,414万8,000円、町債160万円でございます。歳出の主な予算は、総務費512万3,000円、その内容は氷川町誕生10周年記念式典費用でございます。民生費617万6,000円、その内容は地域型保育事業補助金及び竜北福祉センター費でございます。消防費7,889万5,000円でありまして、その主な内容は八代広域行政事務組合消防本部負担金でございます。

議案第35号は、平成27年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ130万3,000円を追加し、歳入歳出総額14億1,872万3,000円とするものであります。歳入の主な予算は国庫支出金65万1,000円、繰越金65万2,000円で歳出の予算130万3,000円の内容は、介護保険制度改正に対応するシステム改修費委託料でございます。

議案第36号は、氷川町道路線廃止について、議案第37号は、氷川町道路線認定について議会の議決を求めるものでございます。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦について議会の意見を求めるものでございます。

以上、簡単にご説明を申し上げましたが、具体的な内容につきましては担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、円満なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。ご挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（永田義昭君） これから、承認第1号から諮問第1号まで順次、詳細説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） それでは承認第1号、専決処分の報告及び承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定によりまして、別紙のとおり報告し承認を求めますのでございます。

1ページ開けてご覧いただきますようお願いいたします。平成26年度氷川町一般会計補正予算（第7号）、次に定めるところによるものでございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ399万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億7,736万円とするものでございます。

歳入のほうよりご説明申し上げます。6ページをご覧ください。80款、5項、寄附金、5目、5節の一般寄附金の200万円につきましては、氷川町まちづくり振興会からの寄附金でございます。90款、5項、5目の繰越金、5節の前年度繰越金の199万8,000円につきましては、歳出費用に充てるものでございます。

続きまして歳出の部7ページをご覧ください。10款、総務費、5項、総務管理費、75目、竜北物産館運営基金費、5節の積立金の200万円につきましては、基金条例に基づきまして、竜北物産館運営基金に積み立てたものでございます。15款、民生費、5項、社会福祉費、15目、障害者福祉費、23節の償還金利子及び割引料の199万8,000円につきましては、養育医療費国庫負担金133万2,000円及び県費負担金66万6,000円の償還金で専決したものでございます。

以上で承認第1号、専決処分の報告及び承認について説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 税務課長。

○税務課長（岩本博美君） それでは承認第2号、専決処分の報告及び承認についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告し承認を求めますのでございます。改正内容の一部といたしましては、番号法改正に伴う所要の措置、個人番号又は法人番号の規定整備、ふるさと納税の申告特例についての規定、一定の環境機能を有する四輪車等について、その燃焼機能に応じたグリーン化特例の規定、平成27年度分以降の年度分の軽自動車税について適用することとされていた原動機付自転車及び二輪車に係る税率について、適用開始時期が1年延長されたことに伴う措置となっております。なお、税条例の改正内容は、一部につきまして平成27年4月1日から施行する必要があり、地方税法の一部を改正する法律が、3月議会閉会后に国会において成立し、改正法律が3月31日に公布されたため、町議会を招集する時間的余裕

がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日付け専決処分したものであります。

以上で、承認第2号の説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 承認第3号、専決処分の報告及び承認についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告し承認を求めるところでございます。地方税法の一部改正に伴いまして、国民健康保険税条例の一部改正を行ったものでございます。なお、国民健康保険税条例の改正内容は、平成27年4月1日から施行する必要があるとありますが、地方税法の一部を改正する法律が、3月議会閉会後に国会において成立し、改正法律が3月31日に公布されたため、町議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日付けで専決処分したものであります。内容につきましては、国民健康保険税の付加限度額引き上げと、国民健康保険税の均等割額・平等割額を軽減する所得判定要件基準の緩和となっております。

以上で、承認第3号の説明を終わります。

続きまして、承認第4号、専決処分の報告及び承認についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告し承認を求めるところでございます。介護保険法の一部改正に伴いまして、介護保険条例の一部改正を行ったものであります。なお、介護保険条例の改正内容は、低所得者の保険料軽減を行う仕組みを設けるものでございます。条例の改正内容は、平成27年度分の保険料から適用する必要がありますが、介護保険法の一部を改正する法律が、3月議会閉会後に国会において成立し、改正法律が4月10日に公布されたため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年4月10日付けで専決処分したものであります。

以上で、承認第4号の説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） 続きまして議案第32号、氷川町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置条例の制定についてご説明を申し上げます。

氷川町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。提案理由といたしましては、国が制定いたしました、まち・ひと・しごと創生法に基づきまして、地方版総合戦略を策定するに当たりまして、住民代表や産

・官・学・金・労で構成する推進組織を設置する必要があるため、条例の制定をするものであります。

次のページをご覧ください。設置条例でございますが、所掌事務といたしまして第2条で1号氷川町人口ビジョンの策定及び変更に係る検討、2号で総合戦略の策定及び変更に係る検討、3号で総合戦略の成果検証に係る検討が委員さんたちの所掌事務でございます。組織といたしましては、第3条の2項によりまして、副町長を座長といたしまして、1号で農林、商工又は観光関係者、2号で金融関係者、3号で子育て関係者、4号で教育関係者、5号で学識経験者、6号でその他町長が適当と認める者を構成メンバーといたしまして、推進会議を行うものでございます。

続きまして議案第33号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

それでは、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。提案理由といたしましては、氷川町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置に伴いまして、条例の一部を改正する必要になったものでございます。

次のページをご覧ください。別表第2を見ていただきまして、左の表から右の表を見ていただきますと、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員、月額5,000円を追加し、改めるものでございます。

続きまして議案第34号、平成27年度氷川町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算を開けていただきまして、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,260万2,000円を追加して、総額を63億1,779万6,000円とする補正予算でございます。主なものについて説明させていただきます。

まず歳入の部より7ページをご覧ください。55款、分担金及び負担金、5項、分担金、5目、農林水産業費分担金、5節の農業費分担金の農業基盤整備促進事業分担金799万7,000円の減額、団体営農業農村整備事業分担金の799万7,000円につきましては、事業名の変更に伴う補正でございます。

8ページをご覧ください。70款、県支出金、10項、県補助金、20目、農林水産業費補助金、5節、農業費補助金の農業基盤整備促進事業補助金の減額、団体営農業農村整備事業補助金1億3,719万5,000円の補正につきましては、先ほど分担金及び負担金で申しあげました事業名の変更によるものでございます。くまもと稼げる園芸産地育成対策事業の124万9,000円につきましては、イチゴの電照施設農家3戸の87.4アールを取り組むもので3分の1の補助金でござ

います。85款、繰入金、10項、基金繰入金、45目、5節の土地開発基金繰入金の7,389万5,000円につきましては、基金の一部を繰り入れし、一般財源としまして鏡消防署氷川分署の建設に伴い、土地買収費用及び補償費等の相当額を八代広域行政事務組合消防本部の負担金とするものでございます。

9ページをご覧ください。90款、5項、5目の繰越金、5節の前年度繰越金の1,414万8,000円につきましては、歳入財源として繰越金を充てるものでございます。99款、5項、町債、10目、衛生費、10節の合併特例債の570万円につきましては、生活環境事務組合が実施しますクリーンセンター最終処分場被覆施設曳家事業で、生活環境が借入する場合の率によって算定し予算計上したため、町が借入した場合での率により算定した額に、今回差額を補正するものでございます。15目、農林水産業債、10節の一般補助施設整備等事業債につきましては、補正額はありません。先ほど申し上げましたとおり、事業名称の変更でございます。30目、教育債、10節の合併特例債の270万円の減額につきましては、氷川中学校プール改築事業への補助金の内示があったもの及び20節の全国防災事業債の140万円の減額につきましても、竜北中学校武道場・卓球場兼集会所天井改修事業の補助金の内示がありましたので、今回補正するものでございます。

続きまして歳出の部に移らせていただきます。10ページをご覧ください。10款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費の338万7,000円の主なものとしましては、8節、報償費から18節、備品購入費まで、氷川町誕生しまして10周年の記念式典に係る費用でございます。

次に12ページをご覧ください。15款、民生費、10項、児童福祉費、15目、保育所費、19節の負担金補助及び交付金の100万円につきましては、氷川保育園が小規模保育事業へ取り組まれるため、地域型保育事業費補助金でございます。

13ページをご覧ください。15項、福祉センター費、10目、竜北福祉センター費、13節の委託料の460万2,000円につきましては、竜北福祉センターの給湯設備の改修工事に伴う設計業務を委託するものでございます。これにつきましては、経済産業省の補助を利用いたしまして、業務用エコ給湯を整備するものでございます。6月に申請し、7月に内示される予定でございます。補助率につきましては3分の1でございます。内示がありましたら工事費を9月で補正したいと考えているところです。20款、衛生費、10項、清掃費、5目、塵芥処理費につきましましては、一般財源から地方債への財源の組み替えでございます。

14ページをご覧ください。25款、農林水産業費、5項、農業費、10目、農業振興費、19節の負担金補助及び交付金の124万9,000円につきましては、歳入でも申し上げましたが、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業費で補助対象事

業のイチゴ農家3戸、87.4アールの電照施設を設置する事業に伴う補正でございます。25目、農地費、15節の工事請負費及び19節の負担金補助及び交付金につきましては、歳入でも申し上げましたが、事業名称の変更に伴うものでございます。

15ページをご覧ください。40款、5項、消防費、5目、常備消防費、19節の負担金補助及び交付金の7,389万5,000円につきましては、歳入の部でも説明いたしましたが、鏡消防署氷川分署建設予定地の土地買収費及び補償費等の費用分、事業主体については、一事業所でなければ事業認可が取れなく所得税の控除等も対象にならないということでございますので、八代広域行政事務組合消防本部への負担金といたしまして、補正するものでございます。25目、災害対策費、11節、需用費の500万円につきましては、3月定例議会の平成26年度補正予算で計上し、地方創生事業先行型の対象といたしていましたが、議会最終前に総務省より対象外という見解が出されまして、再度補正させていただきまして減額したものです。今回どうしても計画に伴って必要な備蓄品を随時そろえていく必要があるということで、補正するものでございます。

開けまして16ページをご覧ください。45款、教育費、15項、中学校費、5目、学校管理費、19節の負担金補助及び交付金の155万8,000円の減額は氷川町及び八代市中学校組合負担金で、氷川中学校のプール改修工事が補助事業の対象となり、内示があり財源内訳の変更により補正するものでございます。

18ページの給与費明細書及び19ページの地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書につきましてはご覧いただきたいと思っております。

次に4ページをご覧ください。1の衛生債で補正前の額1,700万円が補正後の額2,270万円につきましては、生活環境事務組合の最終処分場被覆施設曳家事業費の負担金の増額分でございます。2の教育債で補正前の額1億6,810万円が補正後の額1億6,400万円につきましては、氷川中学校プール改築事業費及び竜北中学校武道場・卓球場兼集会所天井改修事業の補助の内示で増額となりまして、減額となったものでございます。

以上で、議案第34号の一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 議案第35号、平成27年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

平成27年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億1,872万3,000円とするものでございます。

歳入6ページをお願いいたします。補正としましては、15款、国庫支出金、10項、国庫補助金、15目、事業費補助金、5節、現年度分で65万1,000円。45款、繰越金、5項、繰越金、5目、繰越金、5節、繰越金で65万2,000円を計上しております。

歳出7ページをお願いいたします。補正としましては、5款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、13節、委託料130万3,000円につきましては、介護保険制度改正対応システム委託料でございます。平成27年8月からの制度改正に対応するもので、国庫補助2分の1となっております。

以上で、議案第35号、平成27年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（前崎 誠君） 議案第36号、氷川町道路線廃止についてご説明いたします。

この36号と次の37号は、スマートインターチェンジアクセス道路事業に伴う接続路線の廃止と認定を行うものです。それでは議案第36号、氷川町道路線廃止については、道路法第10条第1項の規定により、別添調書のとおり町道の路線を廃止することとする。提案理由といたしまして、氷川町道路線の廃止については道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める必要があるためでございます。次のページに廃止路線調書を、その次のページに路線図を付けておりますのでご覧いただきたいと思っております。路線番号10551の碓原乱橋線ほか3路線でございます。議案第36号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第37号、氷川町道路線認定についてご説明いたします。道路法第8条第1項の規定により、別添調書のとおり町道の路線を認定することとする。提案理由といたしまして、氷川町道路線の認定については、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める必要があるためでございます。次のページをお開きいただきたいと思っております。認定路線調書を付けております、ご覧いただきたいと思っております。整理番号1の高城1号線を含めて8路線でございます。路線の位置図に

つきましては、その次のページに路線図を添付しておりますので後でご覧いただきたいと思います。

以上、議案第37号についての説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦をしたいので、議会の意見を求めるものでございます。

住 所 八代郡氷川町宮原532番地8

氏 名 宮 村 惇

生年月日 昭和23年7月27日生まれでございます。

同氏は長年教育者として培ってこられました豊富な経験を生かしまして、社会貢献の精神に基づきまして、中立公正なる立場で熱意をもって人権啓発活動に取り組んでられております。平成21年から人権擁護委員として2期6年にわたりまして活躍をいただいております。その識見は今後さらに活動に期待ができますので、再度、人権擁護委員候補者として推薦をしてよろしいか議会の意見を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（永田義昭君） ここで10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時54分

再開 午前11時01分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

説明が終わりました。これから質疑を行います。

まず、承認第1号について質疑はありませんか。江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 今回、竜北物産館の運営基金積立金が200万、先ほどの報告の中で、260万の純利が出たので200万積み立てますということだったんですけど、まちづくり振興会の総会はいつあったのか。これ専決で3月30日に入っていますけど、まちづくり振興会の総会の日をちをちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（永田義昭君） 農業振興課長。

○農業振興課長（尾村幸俊君） 最終的に決算が出ましたのが、3月31日締めで決算が出ます。そのあとの総会が5月の26日に開催しております。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） ということは、まちづくり振興会の総会前に、200万を受け入れた。3月30日付けですので200万を受け入れたということで理解していいですか。総会の承認を受けずにもらったということでいいんですかね。

○議長（永田義昭君） 農業振興課長。

○農業振興課長（尾村幸俊君） 臨時総会のほうですね、3月末に行っておりますので同日に寄附をしたところでございます。以上です。

○議長（永田義昭君） いいですね、はい。ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、承認第2号について質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、承認第3号について質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、承認第4号について質疑はありますか。江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 今回、介護保険条例の2項が追加された。介護保険条例第5条の1項によると、低所得者の方たちの保険料が3万円を今回27年度と28年度に限っては300円、2万9,700円に下げますよという条例だと思いますが、この低所得者という表現がされましたけれども、本町においてこの低所得者という項目にかかわる世帯数、これは個人ですかね。何人ほどおられるか、課長わかりますか。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） すみません。人数のほうは正確には把握しておりませんが、おおむね被保険者の18%と想定をされております。以上です。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） すみません、被保険者総数はどのくらいですか。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 第1号被保険者が65歳以上ですけれども4,164名、26年度の数字でございます。

○議長（永田義昭君） いいですね、はい。ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第32号について質疑はありますか。河口議員。

○1番（河口涼一君） この後の常任委員会で検討される審議される事項だとは思いますが、基本なお尋ねですが、条例の中の第3条に委員の項目がありますが、およそ何名ほどの委員で構成されようと考えていらっしゃるのか。それと、この中に議員が選ばれるということはあるのか、そういう想定はされていないのか二点についてお尋ねします。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） 一応、委員といたしましては11名で行うということ考えております。それと議員さんたちにつきましては、行政と一緒にあって両輪かな、議会と一緒にあって進めてまいりたいということで、報告を議会には随時させていただきたいということで考えております。

○議長（永田義昭君） 河口議員。

○1番（河口涼一君） それでは何回かにわたって、策定に当たって検討していかれる。この中である程度取りまとめができれば、議会において報告をされると。議会としてはそれをその時点で審議をして意見を申し述べていいということですか。そこでこういうふうに変えたらいいじゃないかということも申し上げて、また持ち帰られて、それについて検討を重ねられていかれるとそういうことでいいですか。それとも、そこで策定したやつはもう議会は議会として報告するんだから承認してくれよと、そういうお話になるんですか。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） 言われましたことにつきましては、意見を聴取して反映させていきたいということで考えているところでございます。一応この前もご説明申し上げたと思いますが、12月までには策定してしまいたいということで考えておりますので、各議会ごとに報告を申し上げまして、皆様のご意見をまた持ち帰って反映させまして、推進委員会でまたもんでいただいて、また次に報告はさせていただきますと考えております。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。米村議員。

○9番（米村 洋君） ただいま、氷川町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置条例、これは内閣府からの義務づけた条例なのか、それともわが町単独の発案なのかということと、それと今、この策定するに当たり、住民代表・産・官・学・金・労等で構成する11名と言われましたけれど、果たしてこの策定に対して総合的な変更とか、そういうことをやる一つの推進会議と思っているのですが、この総合戦略の策定は執行部がして、企画課の担当課長が中心になって、職員が一丸となって策定をしていくのかなと思っているのですが、それに対して、この推進委員会が専門的な見地から意見を聞きながら、最終段階はその策定を変更するのคะせんのか

ということなのか。そしてこれは27年度から単年度事業でやるのか、27年度に総合策定をしてここに一つの31年までの5年間となっているのですが、これにおいて新型交付金の支援をするというようなことも聞いているのですけれど、それに対して一つのプラン、計画案の中、実地ですね、チェック、評価、この辺の新型交付金の支援に対しては、どの辺のところが始まるのかということもちょっとお尋ねしたいと思います。

それと、今、経済対策、緊急対策資金として町に来ていると思うんですが、この今現在使い道は、先ほどクーポン券あたりということも聞きました。その辺のところも、ちょっと説明をしていただきたいと思います。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） 今のご質問でございますが、まずは一応は言われたとおり、関係課の課長たちを集めまして、ある程度のたたき台をつくりたいということとは考えております。そのたたき台に基づきまして、推進会議の中で推進委員さんたちから意見を求めまして、それにプラスアルファを付け加えていきたいと考えているところでございます。それと、今後のことでございますが、推進委員さんたちは策定もしますが、その後の成果の検証とかそういうのも行っていってもらいたいと考えているところでございます。これにつきましては、先ほど申されましたとおり、国からのこの設置条例については指示がっておりますので、それに基づいたところで、全市町村がこの委員さんたちを設置するという形になります。この産・官・学というのも国の方からのこの人たちを集めてということで指導がっておりますので、これに基づきまして行ってまいりたいと考えております。それと、国の支援の方につきましてはどのような支援をしてくれるのかというのがまだ見えておりません。27年度から5年間かけて総合戦略の中でどのような交付金をやってくれるのかというのはまだ見えておりませんので、申し訳ございませんがご質問に答えることはできないと思っております。以上でございます。

[「休憩お願いします」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時14分

再開 午前11時16分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） なぜ、ひと・まち・しごとの創生総合戦略推進会議設置条例にしたかと申し上げますと、先ほど申し上げましたとおり、後で氷川町報酬

及び費用弁償に関する条例の一部を改正しております。これは費用弁償と報酬を支払うためには、条例化しなければいけないということで、今回設置条例を計上させていただいているところでございます。それから、先ほど繰越明許のところでも申し上げましたが、プレミアム商品券につきましては、2,900万円という事業費がまいっておりまして、それをプレミアム商品券という形でそちらの事業に使用したいと考えております。それからもう一つのほうは、先行型というのがございますが、これにつきましては、3,200万円ほど来ますので、それにつきましても、先ほど繰越明許費の中で、地区活性化総合交付金、氷川町人口ビジョン策定、住民主役のまちづくり補助金、それと農業収入安定化事業、農業元気づくり支援事業、それと氷川まつり補助事業につきましても、教育委員会の学校教育課のICT整備事業に関するものにつきましても、その3,200万円を充てております。以上でございます。

[「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時18分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。米村議員。

○9番（米村 洋君） 町長、この人口の減少というね、少子高齢化、これは高度成長期、今から半世紀ぐらい前から集団就職でどんどん地域の若者たち、日本の全国の若者たちが、都市をめがけて出た時代がありますね。これから、これは始まっているんですよ、人口の減少はですね。そして国は、この時代から地方活性化ということに数々の施策をやってきた。一つやはりやった、結局は過疎法対策とか、今、過疎対策も当初、結局24%ぐらいだったのが今46%、約5割近く過疎指定にされているというのが現状なんですよ、ここが。そこで今度はリゾートをやった、各所にいろんなリゾート保養施設をつくった。これも結局バブルと共に崩壊してしまった。そして一つの箱物行政やった。箱物も中途半端に何か終わってしまった。そして最後にやったのが、竹下さんの時にふるさと創生の1億円支援をやった。一応、線香花火のようにぼんぼんぼんぼん打ち上がっていくんだけど、地域が活性化というのは全然歯止めが利かない状態が続いている。最後に手を打ったのが、最近の平成の合併。この合併は、一つの合併することによって少子高齢化と人口の歯止め度を強化するという大義名分があったと思うんですよ。ここに対して3,200余の市町村を1,700余の合併をさせた。そこにひどい誘導策をあれとむち、あれ

をやった。元利償還あいつが特定債というあめをやった。しかしこの合併においても、非常に地方が人口減少と、少子高齢化に対しては歯止めが利かない。今現在は、施策が霞ヶ関のお役人の人たちも、打つ施策はないんじゃないかと。だから地方にぶん投げて、これが地方創生で自分たちでやれているようなこういうことしか思えないわけ。ここで一つ大事なことは、どれくらい総合戦略の策定を皆さんたちがやっても、みんなの力でやる、ものすごい強力なリーダーを町長始め、執行部がこういう策定に対して強力にやるのもいいんですけど、一番まちづくりをやるのは、この地域地域の一人一人の住民たちが意識改革をして、他人ごとではなく、自分たちのためにやるんだという気骨を示さなければ、どのくらいこういうことをやっても、絵に描いた餅になってしまうと。今後、結局、官民の一体としての共同作業、特に地域地域のこの町民の一人一人がまちづくりをするんだという方向性にもっていかれる。それには地域地域において、小さい一つのそういう特区的な一つの地域に設けられて、策定するまでそういうことをどンドンやられていかなければ、人任せで、とてもじゃないがこの歯止めも効かないし、高齢化社会が進む中で行ってしまうと、そう思うんですよ、どうですか町長その辺のところ。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 質疑であろうと受け止めてお答えをいたしますが、先ほど課長からも少し申し上げました。まち・ひと・しごとの創生事業につきましては、その根底にあるのは私どもは合併しました時に、第一次総合振興計画をつくっております。まちづくりの計画は根本の基本計画はあるわけでございまして、やはりそれが一番根っこにあるのかなと基本にあります。その中で、この創生事業にふさわしい事業がどういったものがあるのかというのを、やはり私どもはチョイスをしていかなければならないと、選択をしていかなければならないと思っております、その選択につきまして、皆様方のいろんな知恵も借りたいということでのこの推進会議でございますので、そのあたりは推進会議が全てということでは全くございません。当然皆様方のご意見も賜りながら、あるいは町民の皆様のご意見も賜りながら進めていきたいと。その中で、今おっしゃいましたやはり私どもが自主的に頑張らなければならぬということであろうと、私も同感でございまして、私どもの町は、以前から地区づくり事業その他を、それぞれ地区別の計画まで作りまして、それぞれの取り組みを行っておりますので、そういった面では、私どもの町はこの創生事業には大いに活用できるものがたくさん出てくるのではないかと逆に期待をしているところでありまして、しっかり頑張ってまいりたいと思っております。

○議長（永田義昭君） 米村議員。3回目になりますので。

○9番（米村 洋君） いやいや、わかっています。町長、今質問的になっているけれど、本来ならこれは一般質問でやるはずだったの。ところが、結局質問に対して答弁的なものが完璧にできないんじゃないかということで、やらなかった。今質疑的なことがちょっと質問、それは議長にちゃんと通告をしているんです。少々のはちょっと目をつぶってほしいということで、わかりましたと。今3回目というのも議長おかしいなあ。だから今町長、わが町は地方は地方で自分たちで、やっぱり住民一人一人が目覚めてやっていくという精神が一番大事ですよ。この総合戦略会議はものすごい難しい宿題だと思いますね、これは。国が今までできなかったことを今度は地方がやらなきゃならない。だから今度はみんなが、職員一人一人が汗をかき、血を出し、これは住民もですよ。今議会は報告だけと、報告してくれると。先ほど両輪のごとくと言っていたのだけど、企画財政課長報告しますと、議会はもう年寄りばかりで報告だけでええのかなという解釈していますけれど、その辺のところはどうですか。企画財政課長もう一度、町長はいいです、君が言った両輪のごとくと言っているのに、報告しますと。議会はもう能力がないということ認めて、報告だけしていくのかということ。それとも、この一つの総合戦略の策定をしました、これに対して検証してくださいとか、それとも何かの案があったら提案してくださいとか、どちらなの。報告だけするの。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） 報告の中に一応こういうふうにとまとめたのでご覧いただきたいと、それから意見を言ってもらいたいというのが、先ほど言いました両輪のごとく進んでいきたいと考えているところでございます。

[「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時30分

再開 午前11時31分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかにありませんか。米村議員いいですか。

○9番（米村 洋君） 原則何回か知らないけれど。町長、議会と両輪のごとくと言われています。推進会議の中に議員は要らないだろうというのが、そういう見解を示しております。だから、いま隣の笠原議員ともちょっと意見が合ったんですが、全員協議会なり、この策定する段階において段階的に全協なり開いていくということを、町長からどうですか、その辺のところ。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） それは当然のことございまして、この前いつでございましたか、全協の中でスケジュール等々ご報告を申し上げたと思っておりますし、そういった形でここまで来てるんですと。この段階でのご意見をうかがう、そして次のまたステップに進んでいく、そういった手順は是非とてまいりたいと思っておりますので、どうぞ皆様方からも大いにご提案をいただきたいと思えます。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第33号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第34号について質疑はありませんか。米村議員。

○9番（米村 洋君） この15ページの広域消防の負担金ですけれど、氷川分署の土地の買収金と補償ということですが、この何平米買収をしたのか、するのか。それと、不動産鑑定士が出した坪単価はいくらだったのか。そして生産補償、俗にいうと立木補償なのかな。この辺のところの補償というのはどれくらいを想定しているのか。そして、氷川分署設置において、税の控除が直接カウントできないというようなこともちらっと聞いたんですが、広域消防事務組合に負担金を払うということにおいて、この原資はあくまでも氷川町から出ている。だから、もし将来においてあそこの財産が処分するときにおいて、その所有権の担保の留保は、どういうようにやっているのかということをお尋ねしたいんですが。地権者は何名なのか、それも。

○議長（永田義昭君） 総務課長。

○総務課長（陳野信次君） それではまず、面積から申し上げます。今回買収を予定しております面積につきましては、6,158平方メートルを予定いたしております。坪数は約1,860坪ぐらいになるかと思えます。地権者数につきましては8名を予定いたしております。それから補償額のご質問がございましたが、予定しております土地に樹木あるいは工作物がありますので、そちらの補償といたしまして約670万円を予定いたしております。残りが用地の買収費ということで予定しているところでございますけれども、単価につきましてはこれから用地交渉に入っておりますので、交渉単価につきましては、本会議場での答弁は控えさせていただきたいと思えます。用地につきましてはご質問ありましたように、町と広域行政事務組合のほうで地権者の方に今から当たっていくということで、この6,158平方メ

ートルにつきましては、鑑定を行いますために地権者の方々の了解をいただいて、土地の現状の調査をさせていただいたところでございます。買収単価につきましては、この予算の範囲内で進めていきたいというところで、単価につきましては、この場での発言は控えさせていただきたいと思います。併せまして取得後の土地の所有に関してでございますけれども、質問の中にごございましたように、税の控除を受けますために用地の取得者と、事業執行者は同一でなければならないというところの税務署の見解がありまして、それに伴いまして、これまでは広域行政事務組合と町の協議で、町が用地を買収して広域行政事務組合に貸し付けるという方向で進めてきていたのですが、それでいけば税の控除が受けられないということになりましたので、本来は、用地買収につきましても消防署建設の一端でございますので、本来広域のほうで実施すべきものということで広域と協議をさせていただきまして、町と広域で共同で実施していきましよう。それに伴いまして質問にありましたように、その用地買収に伴います財源につきましては、全額町が負担いたしますので、一旦登記上は広域行政事務組合の土地ということで登記はなされますけれども、その土地につきましては、八代広域行政事務組合と町のほうでその実質的な所有権については、氷川町にある。万が一、消防署用地としての体をなさなくなったり、あるいは不要になって用地を売却するとか、広域行政組合のほうの手放すというようなことになりましたときには、その土地については、氷川町に返すという協定書を広域と町のほうに入れていくということで、今事務を進めているところでございます。以上です。

○議長（永田義昭君） 米村議員。

○9番（米村 洋君） 総務課長、価格設定はいくらなのかということは今聞いてるわけ。ということは、あなたたちが買収する金額を聞いているのではない。不動産鑑定士が出した価格はいくらなのかということ聞いてるわけ。何で不動産鑑定士が多額の業務委託をやって、不動産鑑定したんだから鑑定した結果はちゃんと報告する義務があるじゃないの。あなたたちが買収する金額を聞いているのではない、不動産鑑定士の価格はいくらなのかと聞いているの。もう1回答弁してください。

[「休憩お願いします」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時40分

再開 午前11時45分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。総務課長。

○総務課長（陳野信次君） 氷川分署の買収単価につきましては、今から用地交渉に入
ってまいりますのでこの場で発言を控えさせていただきますけれども、地権者との
契約が成立し、決定いたしました時点で買収単価、併せまして買収予定地に存立し
ております樹木、工作物等の補償額につきましても、その内訳につきましてはご報
告をさせていただくということでご理解をお願いいたしたいと思ひます。よろしく
お願いいたします。

〔「町長、それでいいの」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） はい、総務課長。

○総務課長（陳野信次君） あくまで個人ごとの契約金額云々ではなくて、買収に当た
った用地の単価、それも要は8人の土地に10筆ずつほどの土地がございますので、
それだけ筆自体にも、鑑定額にも差額があるのは当然でございますので、買収に当
たった経過につきましての買収単価の決定の仕方、それから補償額につきましても
ご質問ありましたように、立っている樹木の年数それから価値観そういうもので補
償単価のほうも変わってまいりますので、その考え方等につきましても、最終的な
件につきましてはご報告をさせていただきたい。あくまで誰々のいくらじゃなくし
て、買収単価の決定の仕方、補償の捉え方、ご報告をさせていただきたいと思ひま
す。

○議長（永田義昭君） 米村議員。

○9番（米村 洋君） 総務課長、土地の価格設定に格差があるということもちょっと
おかしいよということたい。生産補償、立木補償に対しての格差はあるだろうけれ
ど、不動産鑑定によって、奥がいくら、例えば手前がいくらと、道筋がいくらとい
う鑑定をしたのかということ、一律だと思ひね、そういうことは。その格差はある
の無いの。

○議長（永田義昭君） 総務課長。

○総務課長（陳野信次君） あくまで買収の予定につきましては、宅地見込みという
ところで買収をする計画でありますけれども、鑑定におきましては宅地見込地であ
っても土地の形状、面積、現在の利用状況から鑑定額は若干異なっております。あ
とはそれを町のほうが鑑定結果とそれから町のほうで、ですから単価のほう申し上
げておりませんが、その鑑定結果によって1割程度の開きも出てまいりますけれ
ども、あくまでも使用の目的につきましては、全筆同じ消防署用地という形で買
収してまいりますので、同一単価でいければいいなという考えを持って進めては
いきたいと考えております。鑑定の結果につきましては、若干の開きがあるという
のは今説明しましたように、現状の土地の形状あるいは利用状況、面積等によ
って若干開きありますけれども、鑑定結果とそれを平均しますか、その辺の方向につ
きま

ては、町で検討して買収単価もちょっと決めていきたいと考えているところでございます。

○議長（永田義昭君） 米村議員。

○9番（米村 洋君） 町長、これは近々の課題で強力に推進をしていかなければならない事業だと思います。それで、その土地の買収ということも今現在、地権者とのある程度の合意的なことが、ほとんど合意をなされているのかということですね。非常にその地権者に対して土地買収が困難しているのか、ある程度の合意をしているのかということはどうですか。総務課長。

○議長（永田義昭君） 総務課長。

○総務課長（陳野信次君） 直接的な用地買収の交渉については、まだ行っておりませんけれども、1月から3月にかけて土地の鑑定業務を行います際に、昨年12月に関係の主要な土地地権者の方々の土地調査のための土地に入ることの詳細をいただきにまいったところですが、その段階におきましては消防署用地という形で使われるのであればお譲りしましょうと、そういう形でご了解いただいたところが多くございます。今後は、その買収という形で実際単価を出して買収という形になってまいりますけれども、金額が絡んできますのでどういう形になるかまだ不透明でございますけれども、八代広域と一緒にさせていただいて、お譲りいただくように努めていきたいと考えております。以上です。

[「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時51分

再開 午前11時53分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかにありませんか。江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 3点ほどお伺いします。先ほど説明を受けたんですが、9ページの衛生費、最終処分場曳家事業の負担金を単費から合併特例債に替えるんだというときに、単独分が何とかというふうに企画財政課長からの説明が聞き取れなくて申し訳ございません。ここのところの財源の組み替えの理由を一つ教えてもらいたいということです。それから13ページの竜北福祉センター費で、今回工事の設計委託料を460万円上げておられます。これは経済産業省の補助事業を確保するためということで、今回委託をしたいということです。それも竜北福祉センターの給湯設備を全面的にやり変える事業に、多分工事委託料の金額からいくとするのか

など思うのですが、取りあえず、この給湯設備が今何年経過しているのか、それから業務用エコ給湯を入れたときに、今の燃料費からどれぐらいエコ給湯費に変えたら経費が下がるのかと、委託料の計算をしてありますので多分予定工事額というのがあると思いますが、補助金3分の1ということですが、予定工事額をいくりに設定してこの委託料が出てきているのか。その三点についてお伺いいたします。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） 一点目の最終処分場の被覆施設の曳家への事業負担金につきましては、生活環境が起債した場合、起債額が75%という形でやります。町が起債した場合は、合併特例債を使いまして95%でしますので、その差額分が今回補正させていただいているところでございます。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 竜北福祉センターですけれども経過年数というのがまずお尋ねなんです、平成4年に設置されたと記憶をしております。23年ほど経過はしているかと思えます。それからどれだけの経費が浮くのかというお尋ねですけれども、現在灯油でお湯をつくっておりますけれども、単価によって年々ばらつきがございますけれども、1,700万円ほど例えばかかっているという想定をした場合に、電気代で賄いたいという実施設計の委託料なのですが、500万ほどが電気代で済むということなものですから、差額でいきますと1,200万円が浮くと。それをその工事費としましては5,500万ほどという概算が出ていますので、それを3分の1で補助をいただいとすることで、5年ほどで元が取れると言ったら変ですけれども、そうなればなということ考えております。以上です。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 生活環境の分はわかりました。この竜北福祉センターの給湯設備については、前々から灯油代が高くなって何とか燃費を下げようじゃないということで、私も2回ほど、天日を入れたらどうでしょうか、太陽光で宮原福祉センターのほうも「さくら」のほうも太陽光をやっているの、太陽光を載せたらどうでしょうかという提案とかお話をしたことがあるんですが、今回は電気でもやましようということですが、この3分の1の補助の中で、例えばうちで持っている太陽光発電が、休みのときなんかは使わない分が売れないと聞いておりますので、その分が引き込めるかどうか検討をすべきではないかなと思います。また竜北福祉センターの上に太陽光でお湯を沸かすとかっていう、そういうのはこの経産省のエコ給湯の補助の中にセットで入っているのかどうか。ただ九電からの電気でお湯を沸かすことによって、1,200万、これだけ浮くならば是非やるべきだと思いますが、そのところはいかがでしょうか。

○議長（永田義昭君） 副町長。

○副町長（平 逸郎君） 今の点についてお答えします。実はこの経済産業省の新エネルギーの補助事業につきましては、企画財政時代からずっと関わっておりまして、その中で今回太陽光発電装置が載せられるかどうかという件と、太陽熱温水器の二つのほうも併せて検討したんですけど、実際今の屋根の形状からしてまず太陽光が載らないと。そして電気温水器につきましては約4,000万円ぐらいかかるということで、費用対効果ともみて取り戻せない。最終的にありましたのがエコ給湯装置であったと。そしてこれにつきましては、ほかに太陽光あたりも経済産業省の補助対象にはなっておりますけれど、どうしても設置が不可ということでございまして、最終的にはこの補助事業のほうに乗ったという経緯でございまして。あと、土日、庁舎にあります太陽光のエネルギーにつきましては、その分については、実際供給できるのかどうかというのは、設計の段階で少し検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。米村議員。

○9番（米村 洋君） 11ページの委託料なんですけど、宇城氷川スマートアクセスの道路開通式典業務委託料となっているけれど、企画財政課長、完全に結局工事はもう地権者とのほとんど契約終わって、工事はもう例えばある程度めどがついて、開通式の大体何月頃に開通するというめどは立っているの。だいぶ企画財政課長愚痴言っていたけど、こうじゃあ、ああじゃと言ってたんだけど、どうなの。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） 前から申し上げておりましたとおり、町政懇談会でも9月をめどに竣工させたいということで。

○9番（米村 洋君） 今言ったように、地権者とはほとんど契約は終わっている。そして工事は順調に進んで9月に間に合うようにするのかせんのか。9月にそういうことを目指しとるというだけでいいよ。

○企画財政課長（森田寿也君） はい、目指しております。今後、雨次第では結構難しい面もございまして、9月に目指しまして頑張っているところでございまして、皆様方のご支援をお願いしたいと思います。

○議長（永田義昭君） 米村議員。

○9番（米村 洋君） 工事の進捗状況は大体何割工事が終わっているのか。あと何割残っているのか。その辺のところどうですか。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） 3割程度がまだ残っているという形で。

○9番（米村 洋君） 今から発注していくということ。

○企画財政課長（森田寿也君） 次から次に発注はしています。終わったらすぐ入れるような形をとっておりますので。

○9番（米村 洋君） 発注済みでもう9月をめどにということだね。

○議長（永田義昭君） いいですね。ほかにありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。
次に、議案第35号について質疑はありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。
次に、議案第36号について質疑はありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。
次に、議案第37号について質疑はありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。
次に、諮問第1号について質疑はありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
お諮りします。
ただいま議題となっております承認第1号から議案第37号までは、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。
したがって、承認第1号から議案第37号までは議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決定しました。
以上で、本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。

-----○-----
散会 午後0時05分